算式

｛（B × 265.789 ／ A）− 0.256｝× 0.1

B × 265.789 ／ A に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　測定単位の数値

B　「令和７年度公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅等管理の実態調査の実施について」（令和７年10月６日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長事務連絡）に基づいて国土交通省に報告された公営住宅（災害公営住宅を除く。以下同じ。）の管理戸数のうち、平成18年度から令和６年度に市町村が建設（買取り及び借上げを含む。以下この号において同じ。）をした公営住宅の管理戸数（平成18年度から平成27年度に市町村が建設をした公営住宅にあつては、用地取得を行つているものに限る。）に、都道府県知事が調査した令和７年度中に市町村が建設をした公営住宅の管理戸数を加えた数

算式

$$\frac{(B + C) \times 0.685}{A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　次の算式によつて算定した額

算式

$$\sum_{n=7}^{7} \{A_n \times (1 - C_n / B_n) + D_n \times (1 - F_n / E_n)\}$$

$A_n \times (1 - C_n / B_n)$ 及び $D_n \times (1 - F_n / E_n)$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A_n　平成 n 年度に建設に着手した第１種公営住宅のうち市町村が管理するもの（以下「平成 n 年度市町村営第１種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の100分の３に相当する額として総務大臣が通知する額

B_n　平成 n 年度市町村営第１種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数

C_n　平成 n 年度市町村営第１種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数

D_n　平成 n 年度に建設に着手した第２種公営住宅のうち市町村が管理するもの（以下「平成 n 年度市町村営第２種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の100分の４に相当する額として総務大臣が通知する額

E_n　平成 n 年度市町村営第２種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数

F_n　平成 n 年度市町村営第２種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数

C　次の算式によつて新法公営住宅、旧法公営住宅等、特定住宅、特目住宅のそれぞれに算定した額の合算額

算式

$(a - b) \times 12 \times 1.022 \times \alpha$